

## 令和5年度 認知症高齢者グループホーム設置運営事業者募集要領

### 1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この募集は、新たに認知症高齢者グループホーム（サテライト型を含む。以下「グループホーム」という。）を設置運営する事業者、又は既存事業所のユニット数の増加若しくは1ユニット当たりの定員数の増加を行う事業者（以下「設置運営事業者」という。）を選定するために行うものです。

### 2 募集内容等

区 分	内 容	
定員数等	36人分※	全市域（全39圏域）を対象に募集します。 ※廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。
整備形態	① 新規整備（サテライト型を含む。） ② 既存事業所のユニット数の増 ③ 既存事業所の1ユニット当たりの定員数の増	
募集ユニット数	1～3ユニット（1ユニット定員：5人～9人）	
補助金の交付	広島県の「地域医療介護総合確保事業」及び本市の予算の範囲内で、補助金交付の対象となる場合があります（詳細は「地域密着型サービス事業所整備費等補助金について（添付書類5）」のとおり）。 ○お問い合わせ先 介護保険課管理係（TEL082-504-2173）	

### 3 質疑応答

募集要領に関する質問は、10月13日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（[kaigo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kaigo@city.hiroshima.lg.jp)）又はFAX（082-504-2136）で介護保険課事業者指定係に送付してください。電子メールで送付される場合は、件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

※ 募集に当たって、事業者説明会は開催しません。

## 4 応募方法

### (1) 応募受付

受付期間 令和5年11月13日（月）から11月17日（金）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 提出書類は持参でのみ受け付けます。事前に提出日時を電話で予約してください。

※ 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。

受付場所 広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 TEL082-504-2721

提出部数 1部

※ 選定委員会資料とするため、次の書類は別途9部提出してください。

「2 認知症高齢者グループホーム事業計画書（写）」、「3 応募者の概要【様式1】」、「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 立面図」、「7 配置図」、「8 各階平面図」、「9 断面図」、「23 整備予定地の写真」、「24 位置図」

### (2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項（添付書類3）」を確認の上、「提出書類一覧表（添付書類4）」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表（添付書類4）」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

### (3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

### (4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

## 5 設置運営事業者の選定等

### (1) 適否判定

別紙3の「認知症高齢者グループホーム設置運営事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、選定対象外とし、応募者ヒアリング及び採点は行いません。

## (2) 選定方法等

### ア 評価及び選定

応募者から提出された事業計画書を、別紙3「選定基準」の「2 評価基準」及び「3 評価の視点」に基づき評価し、定員数（36人分。ただし、廃止があった場合には、廃止した事業所の定員数を追加します。）を超えない範囲内で、評価得点（イによる加点がある場合は加点後の得点とします。）の高い順に設置運営事業者を選定します。評価に当たり、応募者ヒアリングを実施します。

ただし、次の場合は選定しません。

- ① 評価得点（イによる加点前の得点とします。）が、155点満点中6割未満の場合
- ② 選定基準「2 評価基準」の「(1)評価項目・配点」のうち、大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の100点中6割未満の場合

### イ 加点

評価得点が上記アの①又は②により不選定となる事業者を除き、次のとおり加点します。

- (ア) 高齢者人口に対する施設定員数の割合が低い12圏域（幟町、国泰寺、二葉、大州、段原、宇品・似島、中広、古田、安佐・安佐南、口田、湯来・砂谷、五月が丘・美鈴が丘・三和圏域）において整備する事業計画の場合、20点を加点します。
- (イ) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所がいずれも未整備の圏域（別紙1参照）において、小規模多機能型居宅介護事業所若しくは看護小規模多機能型居宅介護事業所（いずれもサテライト型を含む。）を併設、又は認知症対応型通所介護事業所が未整備の圏域（別紙1参照）において認知症対応型通所介護事業所を併設（新たに開設する事業所に限る。以下「併設事業所」という。）する事業計画の場合、次の表のとおり加点します。

併設事業所の種類	加点
小規模多機能型居宅介護事業所	5点
看護小規模多機能型居宅介護事業所	10点
認知症対応型通所介護事業所	5点

- (ウ) 選定基準「2 評価基準」の「(2)加点項目・加点」のうち、加点項目「独自の取組」について、特色ある独自の取組が計画されている場合には、各項目につき3点を加点します。
- (エ) 若年性認知症の利用者専用のユニットを設ける事業計画の場合、10点を加点します。

### ウ 広島市地域密着型サービス運営懇談会における意見聴取

設置運営事業者の選定について、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、広島市地域密着型サービス運営懇談会において意見を聴取します。

(3) 選定結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和6年3月上旬ごろに選定結果を通知します。

また、選定された応募者については、応募者名、選定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。

(4) 注意事項

ア 設置運営事業者として選定された事業者が、加点の対象となった併設事業所又は若年性認知症の利用者専用のユニットの整備を行わない場合は、設置運営事業者の選定を取り消します。

イ 設置運営事業者に選定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。なお、設置運営事業者として選定される前の辞退は可能です。

## 6 選定後の手続き

(1) 事業者指定申請

新規整備（サテライト型を含む。）に係る設置運営事業者選定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満了した段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。

なお、令和7年度末（令和8年4月1日指定を含む）までに事業を開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

(2) 変更届出

既存事業所のユニット数又は1ユニット当たりの定員数の増に係る設置運営事業者選定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、ユニットの整備を行うとともに、人員の確保等を行い、選定された事業計画を満了した段階で、本市に対して変更届出を行うことができます。令和7年度末（令和8年4月1日変更を含む）までに事業を変更できるよう変更届出を行う必要があります。

本市は、変更届出の内容について審査し、適切と判断した場合には、変更届出を受理します。

## 7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が整備予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利

を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で設置運営事業者の選定を行いますので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 選定取消しについて

ア 設置運営事業者として選定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和7年度末（令和8年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、選定を取り消すことがあります。

イ 設置運営事業者として選定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、整備予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、選定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 設置運営事業者の選定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 選定取消し等に基づく応募停止期間について

設置運営事業者として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の地域密着型サービス事業者の募集に応募できません。

(5) 整備予定地について

ア 整備予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 整備予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

- ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。））を提出してください。
- エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

- (ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。
- (イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等による現金、普通預金又は当座預金等の確保があった場合には、その拳証資料（預金残高証明書等）を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。なお、前述の補助金の活用を検討している場合、当該補助金の交付は見込まずに資金計画を作成してください。

ウ 運用財産（運転資金）

運用財産として、事業所の年間予定事業費（収支予算書における支出予算額）の1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが必要です。

※ 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。

※ 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。事業計画書提出後、預金残高が自己資金予定金額を下回ることをしないよう注意してください。

エ 借入金

償還計画は、利用者から徴収する居住費等から償還することを原則とし、収入から償還できる額の範囲内で借入れを行ってください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明会を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会（事業所の設置に伴い影響を受けると見込まれる周辺町内会も含む）とします。別紙3「選定基準」の「地元説明」に記載の注意事項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として選定後は速やかに、選定後の地元説明会を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

- ア 事業計画書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。
- イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（TEL082-504-2506）にお問い合わせください。
- ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課（TEL082-504-2288）又は都市整備局緑政課（TEL082-504-2396）にお問い合わせください。
- エ 老人福祉法第5条の2第5項、第6項又は第7項に規定する事業を行う施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となります。詳細については、整備予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。
- オ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を整備資金に積算してください。
- また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の選定を受けた場合、指定申請（変更届出）時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
TEL (082) 504-2721  
FAX (082) 504-2136  
電子メール [kaigo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:kaigo@city.hiroshima.lg.jp)

○ 本市ホームページ

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集 【ページ番号：124563】

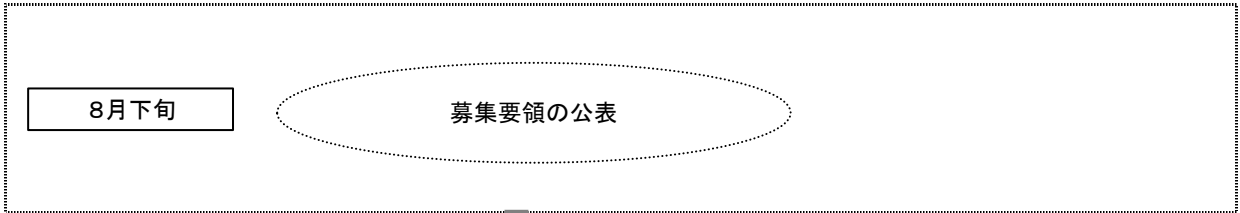
## 募集対象圏域について

区	募集する日常生活圏域	令和5年8月1日時点において、高齢者人口に対する施設定員数の割合が低い圏域への加算	併設加算する日常生活圏域		小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備数 (開設準備中のものを含む)	併設加算する日常生活圏域	認知症対応型通所介護事業所の整備数 (開設準備中のものを含む)
			看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設	小規模多機能型居宅介護事業所を併設		認知症対応型通所介護事業所を併設	
中区 (4圏域)	轍町	【加算 20点】			1	【併設加算 5点】	未整備
	国泰寺	【加算 20点】	【併設加算 10点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
	吉島				1	【併設加算 5点】	未整備
	江波				3	【併設加算 5点】	未整備
東区 (4圏域)	福木・温品				1	【併設加算 5点】	未整備
	戸坂				1	【併設加算 5点】	未整備
	牛田・早稲田				1		2
	二葉	【加算 20点】			1	【併設加算 5点】	未整備
南区 (5圏域)	大州	【加算 20点】			1		1
	段原	【加算 20点】	【併設加算 10点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
	翠町				2	【併設加算 5点】	未整備
	仁保・楠那		【併設加算 10点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
	宇品・似島	【加算 20点】	【併設加算 10点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
西区 (6圏域)	中広	【加算 20点】			1		2
	観音				1		1
	己斐・己斐上				2	【併設加算 5点】	未整備
	古田	【加算 20点】			1	【併設加算 5点】	未整備
	庚午				1	【併設加算 5点】	未整備
	井口台・井口				1	【併設加算 5点】	未整備
安佐南区 (6圏域)	城山北・城南				4		1
	安佐・安佐南	【加算 20点】			3	【併設加算 5点】	未整備
	高取北・安西				1		2
	東原・祇園東				2		2
	祇園・長束				1	【併設加算 5点】	未整備
	戸山・伴・大塚				2	【併設加算 5点】	未整備
安佐北区 (6圏域)	白木				1	【併設加算 5点】	未整備
	高陽・亀崎・落合				5	【併設加算 5点】	未整備
	口田	【加算 20点】			2		1
	三入・可部				4		1
	亀山				1		2
	清和・日浦		【併設加算 10点】	【併設加算 5点】	いずれも未整備	【併設加算 5点】	未整備
安芸区 (3圏域)	瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)				2	【併設加算 5点】	未整備
	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越				2		2
	阿戸・矢野				2	【併設加算 5点】	未整備
佐伯区 (5圏域)	湯来・砂谷	【加算 20点】			1	【併設加算 5点】	未整備
	五月が丘・美鈴が丘・三和	【加算 20点】			1		1
	城山・五日市観音				2		1
	五日市				1		1
	五日市南				1	【併設加算 5点】	未整備
<b>全39圏域</b>		加算対象:12圏域	加算対象:5圏域		加算対象:25圏域		

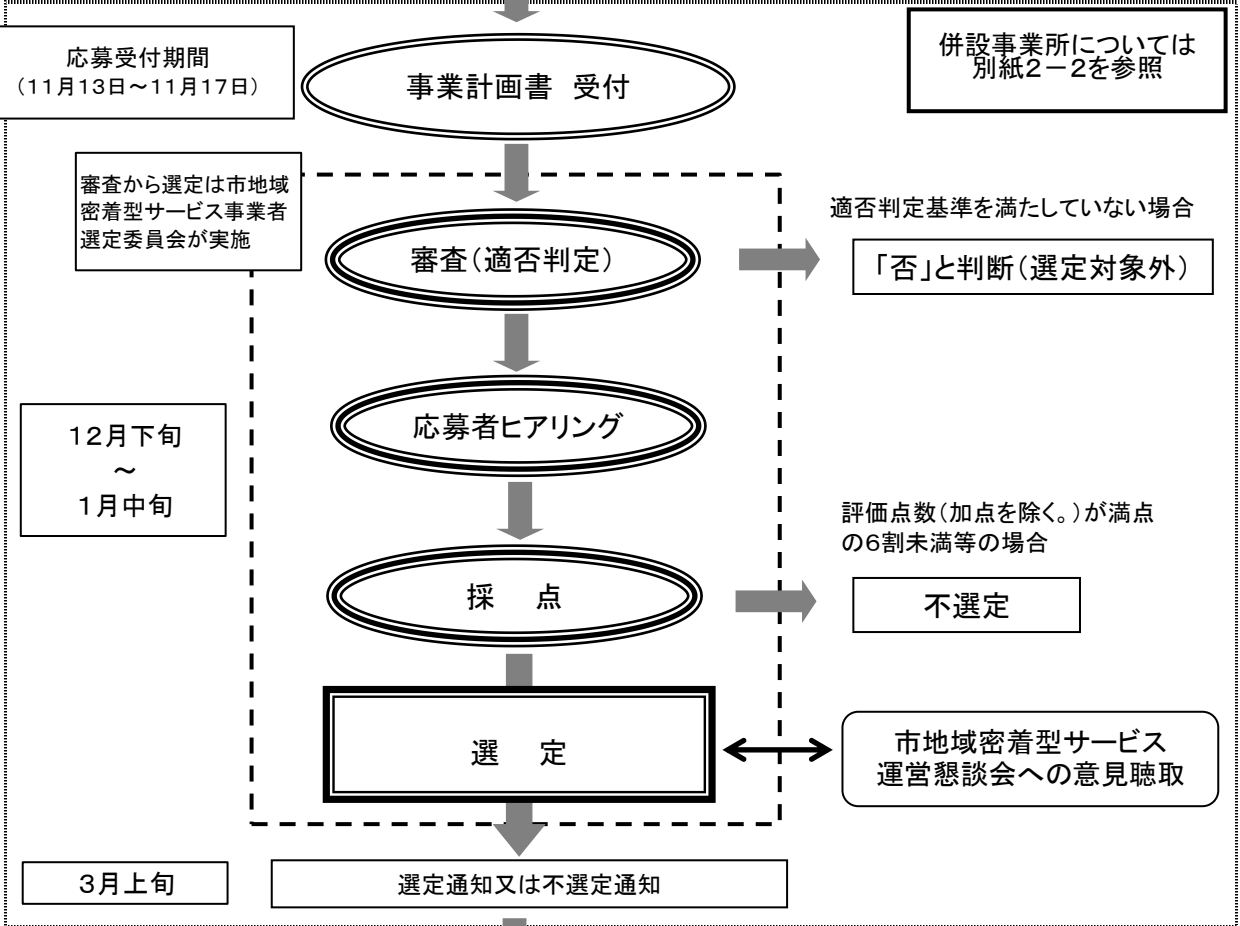
※ 各日常生活圏域の範囲は、広島市ホームページの ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 介護保険制度 > 日常生活圏域一覧【ページ番号:2278】 で確認してください。



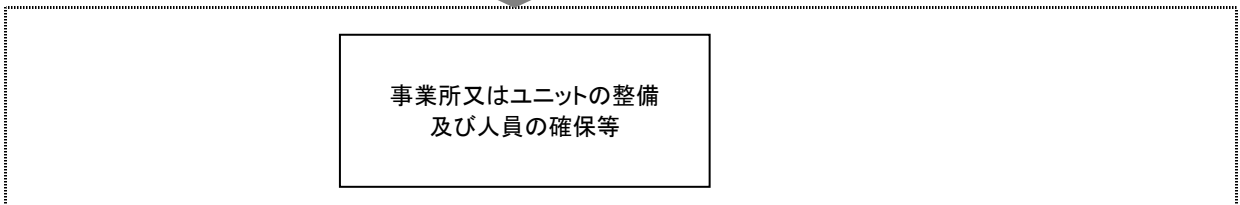
【準備】



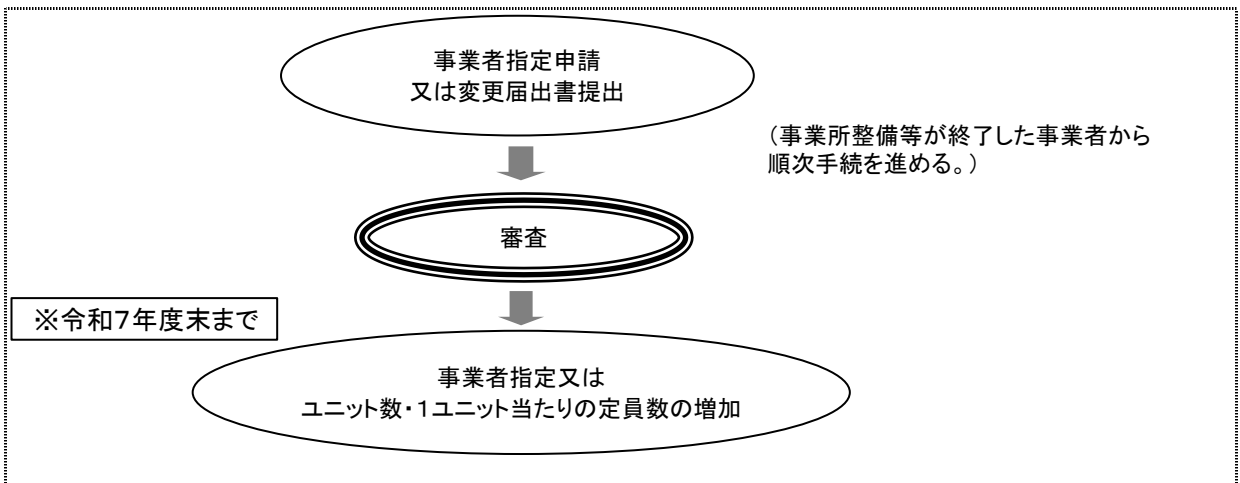
【設置運営事業者の選定】



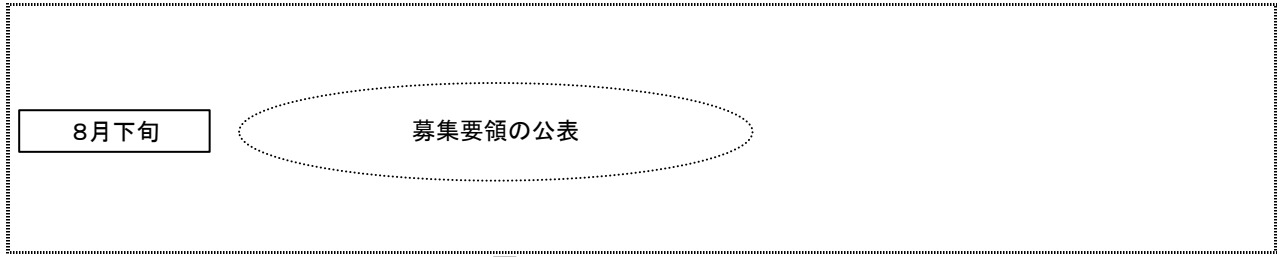
【事業所整備等】



【事業者指定又は変更】



【準備】



【事業所整備等】

【事業者指定】

